

助成金各種(事業主向け)

※詳細につきましては厚生労働省HPへ→[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html) または、お問合せ先へご確認ください。

2017.6月現在

1.従業員の雇用維持を図る場合の助成金	名称	概要	支給額	お問い合わせ先
休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する	<a href="#">雇用調整助成金</a>	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成		福岡労働局 職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
2 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金	名称	概要	支給額	お問い合わせ先
離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	<a href="#">労働移動支援助成金(再就職支援コース)</a>	休暇付与支援 在職中から円滑な求職活動が行えるよう、休暇を付与した場合に支給	休暇付与支援: 日額を中小企業は8,000円、大企業は5,000円に引き上げ、支給日数の上限を180日に延長	福岡労働局 職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
離職を余儀なくされた労働者を早期に雇入れる	<a href="#">労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)</a>	再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇入れ、継続して雇用することが確実である場合に支給	雇い入れた場合の支給額を1人当たり40万円に引上げ 上限: 500人分/年	
離職を余儀なくされた労働者を雇入れ訓練を行う	<a href="#">労働移動支援助成金(人材育成支援コース)</a>	再就職援助計画などの対象者を雇い入れて、訓練(Off-JT または Off-JT+OJT)を実施する場合に支給	Off-JT 賃金助成1時間あたり900円 訓練経費助成: 実費相当額 上限30万円(通常助成) OJT 訓練実施助成: 1時間あたり800円(通常助成)	
移籍等により労働者を受け入れ、訓練を行う	<a href="#">労働移動支援助成金(移籍人材育成支援コース)</a>	次のいずれかにより受け入れた労働者に対して、訓練を実施(Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT)を行った事業主に対して助成します。 (1) 移籍による労働者の受け入れ (2) 在籍出向から移籍への切り換えで労働者を受け入れ	Off-JT 賃金助成1時間あたり900円 訓練経費助成: 実費相当額 上限30万円(通常助成) OJT 訓練実施助成: 1時間あたり800円(通常助成)	
中途採用を拡大(中途採用率の向上又は45歳以上を初めて雇用)する	<a href="#">労働移動支援助成金(中途採用拡大コース)</a>	中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大(中途採用率を向上させること、又は、45歳以上の方を初めて中途採用すること)を図り、生産性を向上させた場合に助成	【中途採用率を向上させた場合】 1事業所あたり50万円 【45歳以上の方を初めて採用した場合】 1事業所あたり60万円	
3 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金	名称	概要	支給額(※中小企業/中小企業以外で支給額異なる)	お問い合わせ先
高齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	<a href="#">特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)</a>	高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成	短時間労働者以外の者・短時間労働者の区分で対象労働者別に異なる 例) 短時間労働者以外の者(中小企業の場合) 【1】高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等: 60万円(中小企業)	福岡労働局 職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
65歳以上の高齢者を雇い入れる	<a href="#">特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)</a>	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、一年以上継続して雇用することが確実な労働者(雇用保険の高年齢被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成	【短時間労働者以外の者】(中小企業)70万:(中小企業以外)60万 【短時間労働者】(中小企業)50万:(中小企業以外)40万	
発達障害者または難治性疾患患者を雇い入れる	<a href="#">特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)</a>	発達障害者や難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成	【短時間労働者以外の者】(中小企業)120万:(中小企業以外)50万 【短時間労働者】(中小企業)80万:(中小企業以外)30万	
学校等の既卒者、中退者が応募可能な新卒求人・募集を行い、新たに雇い入れる	<a href="#">特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)</a>	学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、既卒者等を新規学卒で初めて採用後、一定期間定着させた事業主に対して助成金を支給	【既卒者コース】(中小企業)50万:(中小企業以外)35万円 【高校中退者コース】(中小企業)60万:(中小企業以外)40万円	
障害者を初めて雇い入れる	<a href="#">特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)</a>	自治体からハローワークに対し支援要請のあった生活保護受給者や生活困窮者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成	【短時間労働者以外の者】(中小企業)60万:(中小企業以外)50万 【短時間労働者】(中小企業)40万:(中小企業以外)30万	
長期にわたり不安定雇用を繰り返す者を雇い入れる	<a href="#">特定求職者雇用開発助成金(長期不安定雇用者雇用開発コース)</a>	いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により長期にわたり不安定雇用を繰り返す方をハローワーク等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成	大企業50万(中小企業60万) 第1期(6ヶ月経過後)、第2期(1年経過後)に分けて支給	
自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れる	<a href="#">特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)</a>	自治体からハローワークに対し支援要請のあった生活保護受給者や生活困窮者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成	【短時間労働者以外の者】(中小企業)60万:(中小企業以外)50万 【短時間労働者】(中小企業)40万:(中小企業以外)30万	
安定就業を希望する未経験者を試行的に雇い入れる	<a href="#">トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)</a>	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成	支給対象者のトライアル雇用に係る雇入れの日から1か月単位で最長3か月間を対象として助成 支給対象者1人につき月額4万円	
障害者を試行的・段階的に雇い入れる	<a href="#">トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)</a>	ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする	支給対象者1人につき月額最大4万円(精神障害者を初めて雇用する場合は月額最大8万円)(最長3か月間)	
雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置して従業員を雇い入れる	<a href="#">地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)</a>	雇用機会が特に不足している地域の事業主が、事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇い入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成	※助成対象となる設置・整備費用は1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上である場合に限り 支給額は設置・整備費用の区分及び雇用人数の区分に応じる	
自ら起業し、中高年齢者を雇い入れる	<a href="#">生涯現役起業支援助成金</a>	中高年齢者(40歳以上)の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員(中高年齢者等)の雇入れを行う際に要した、雇用創出措置(募集・採用や教育訓練の実施)にかかる費用の一部を助成	起業者が高齢者(60歳以上の方)の場合: 助成率2/3(助成上限200万円) 起業者が上記以外(40~59歳の方)の場合: 助成率1/2(助成上限150万円)	

4. 障害者等の雇用環境整備関係の助成金	名称	概要	支給額	お問い合わせ先
施設整備をして5人以上の障害者を雇い入れる	<a href="#">中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金</a>	労働者数300人以下の事業主が、障害者の雇入れに係る計画を作成し、当該計画に基づき障害者を10人以上雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成	設置整備に要した費用及び対象労働者数による	福岡労働局 職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる	<a href="#">障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)</a>	障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して助成	重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者、それ以外の者の措置内容による	
職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を実施する	<a href="#">障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)</a>	職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成	支援計画に基づいて支援を行った日数に、規定の日額単価を乗じて算出された額と、訪問型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、訪問型職場適応援助者が初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額	
労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する	<a href="#">障害者雇用安定助成金(障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース)</a>	労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する事業主に対して助成	事業主あたり10万円	
障害者の職業訓練の施設整備などの能力開発訓練事業を行う、障害者の職業訓練の運営などの能力開発訓練事業を行う	<a href="#">障害者職業能力開発助成金</a>	障害者の職業能力の開発・向上のために、対象障害者に対して障害者職業能力開発訓練事業を行うための施設または設備の設置・整備または更新を行う事業主および対象障害者に対して障害者職業能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成	1.施設または設備の設置・整備または更新 2.運営費 各要件による	
障害者のための作業施設を整備する	<a href="#">障害者作業施設設置等助成金</a>	雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成	支給対象費用に2/3を乗じた額(上限額あり)	
障害者のための福祉施設を整備する	<a href="#">障害者福祉施設設置等助成金</a>	継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主また当該事業主が加入している事業主団体に対して助成	支給対象費用に1/3を乗じた額(上限額あり)	
障害者のための雇用管理上必要な介助措置を実施する	<a href="#">障害者介助等助成金</a>	雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主を対象として助成	支給対象費用に3/4を乗じた額(上限額あり)	
障害者の通勤を容易にさせる措置を実施する	<a href="#">重度障害者等通勤対策助成金</a>	雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主を対象として助成	助成内容による	
障害者のための事業施設を設置する	<a href="#">重度障害者等多数雇用事業所施設設置等助成金</a>	対象障害者を多数雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成	支給対象費用に2/3(特例の場合3/4)を乗じた額(5,000万円(特例の場合1億円)を上限)	
5. 雇用環境の整備関係の助成金	名称	概要	支給額	お問い合わせ先
評価・処遇制度や研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間制社員制度を整備する	<a href="#">職場定着支援助成金(雇用管理制度助成コース)</a>	事業主が、新たに雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ)の導入・実施を行った場合に制度導入助成、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成を支給	【制度導入助成】1制度につき10万 〔1〕評価・処遇制度 〔2〕研修制度 〔3〕健康づくり制度 〔4〕メンター制度 〔5〕短時間正社員制度(保育事業主のみ) 【目標達成助成】57万(生産性要件を満たした場合は72万)	福岡労働局 職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
介護労働者のために介護福祉機器の導入を行う	<a href="#">職場定着支援助成金(介護福祉機器助成コース)</a>	介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより労働環境の改善がみられた場合に、機器導入助成、介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成を支給	【機器導入助成】 ①介護福祉機器の導入費用(利子を含む) ②保守契約費 ③機器の使用を徹底させるための研修の合計額の25%(上限150万円) 【目標達成助成】 ①介護福祉機器の導入費用(利子を含む) ②保守契約費 ③機器の使用を徹底させるための研修の合計額の20%(生産性要件を満たした場合は35%上限150万円)	
介護労働者のための賃金制度の整備を行う	<a href="#">職場定着支援助成金(介護労働者雇用管理制度助成コース)</a>	保育事業主または介護事業主が、保育労働者または介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備(職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備)を行った場合に制度整備助成を支給。 賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者または介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に目標達成助成(第1回)。(生産性要件を満たした場合は72万円)。 計画期間終了3年経過後に目標達成助成(第2回)を支給	【制度整備助成】(50万円) 【目標達成助成(1年経過後)】(第1回)57万円(生産性要件を満たした場合は72万円) 【目標達成助成(3年経過後)】(第2回)(85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円))	
事業主団体が中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援する	<a href="#">職場定着支援助成金(中小企業団体助成コース)</a>	事業主団体が、その構成員である中小企業者(以下「構成中小企業者」という)に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成	1年間の中小企業労働環境向上事業の実施に要した経費の2/3の額が支給 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上):1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満):800万円 小規模認定組合等(同100未満):600万	
生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備する	<a href="#">人事評価改善等助成金</a>	生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成	制度整備助成:50万円 目標達成助成:80万円	
65歳以上への定年引上げ等を実施する	<a href="#">65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)</a>		年齢・人数に応じて20万円～ ※H29.5月申請分より適用	
高齢者の雇用環境整備の措置を実施する	<a href="#">65歳超雇用推進助成金(高齢者雇用環境整備支援コース)</a>	当助成金は、高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため、65歳以上への定年引上げや高齢者の雇用環境の整備、高齢者の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して助成	高齢者雇用環境整備支援コース(雇用環境整備計画の期間内にかかった支給対象経費に60%(中小企業以外は45%)を乗じて得た額または、支給申請日の前日において当該事業主に1年以上雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者のうち支給対象措置の対象となる者の数に28.5万円を乗じて得た額のいずれか少ない方の額を支給(上限額1,000万円)。	
高齢の有期契約労働者を無期雇用に転換する	<a href="#">65歳超雇用推進助成金(高齢者無期雇用転換コース)</a>		・無期雇用労働者に転換された対象労働者1人につき48万円(中小企業以外は38万円)を支給 ・生産性要件を満たした事業主については、対象労働者1人につき60万円(中小企業以外は48万円)を支給	

6. 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金	名称	概要	支給額 ※＜ ＞内は生産性要件を満たした場合の支給額	お問い合わせ先
事業所内保育施設を設置・増設・運営する	<a href="#">両立支援等助成金(事業所内保育施設コース)</a>	平成28年4月から新規計画の認定申請受付を停止	内閣府の企業主導型保育事業	福岡労働局 雇用環境・均等部企画課 092-411-4717
男性労働者に育児休業を取得させる	<a href="#">両立支援等助成金(出生時両立支援コース)</a>	男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給	取組・育休1人目(中小企業):57万円<72万円>/<中小企業以外>28.5万円<36万円> 育休2人目以降 14.25万円<18万円>	
仕事と介護の両立支援に関する取組を行う	<a href="#">両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)</a>	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給	介護休業の利用:(中小企業)57万円<72万円>/<中小企業以外>38万円<48万円> 介護制度の利用:(中小企業)28.5万円<36万円>/<中小企業以外>19万円<24万円>	
育児休業代替要員を確保する、「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、労働者に育児休業を取得させ、原職等に復帰させる	<a href="#">両立支援等助成金(育児休業等支援コース)</a>	「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給	育休取得時:28.5万<36万円> 職場復帰時:28.5万円<36万円> 育休取得者の職場支援の取組をした場合:19万円<24万円>	
育児・介護等を理由とした退職者の復職支援の取組を行う	<a href="#">両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)</a>	妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給	再雇用1人目(中小企業):38万円<48万円>/<中小企業以外>28.5万円<36万円> 再雇用2～5人目 28.5万円<36万円>/<中小企業以外>19万円<24万円>	
女性が活躍しやすい職場環境を整備し、目標を達成する	<a href="#">両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)</a>	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給	【加速化Aコース】※取組目標達成時(中小企業)28.5万円<36万円>/<中小企業> 【加速化Nコース】※数値目標達成時 28.5万円<36万円> ○女性管理職比率が基準値以上に上昇 47.5万円<60万円> 28.5万円<36万円>	
7. キャリアアップ・人材育成関係の助成金	名称	概要	支給額	お問い合わせ先
有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用する	<a href="#">キャリアアップ助成金(正社員化コース)</a>	有期契約労働者等を 正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合	※＜ ＞は生産性の向上が認められる場合の額、( )内は大企業の額 【平成29年度】有期→正規:1人当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円)> 無期→正規:1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円)>	福岡労働局 職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)に対して職業訓練を行う	<a href="#">キャリアアップ助成金(人材育成コース)</a>	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・一般職業訓練(OFFJT) ・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJT)	【OFF-JT】賃金助成:1h当たり760円<960円>(475円<600円)> 経費助成:実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度 100時間未満の場合:10万円(7万円) 100時間以上200時間未満の場合:20万円(15万円) 200時間以上の場合:30万円(20万円) 【OJT】 実施助成:1h当たり760円<960円>(665円<840円)>	
すべてまたは(雇用形態別等)一部の有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額させる	<a href="#">キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)</a>	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円)> 4人～6人:19万円<24万円>(14万2,500円<18万円)> 7人～10人:28万5,000円<36万円>(19万円<24万円)> 11人～100人:1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円)> ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円)> 4人～6人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円)> 7人～10人:14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円)> 11人～100人:1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円)>	
有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施する	<a href="#">キャリアアップ助成金(健康診断制度コース)</a>	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合	1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円)>	
有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成し、適用する	<a href="#">キャリアアップ助成金(賃金規定等共通化コース)</a>	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円)>	
有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用する	<a href="#">キャリアアップ助成金(諸手当制度共通化コース)</a>	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円)>	
労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額する	<a href="#">キャリアアップ助成金(選択的適用拡大導入時処遇改善コース)</a>	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合	基本給の増額割合に応じて、1人当たり 3%以上5%未満:19,000円<24,000円>(14,250円<18,000円)> 5%以上7%未満:38,000円<48,000円>(28,500円<36,000円)> 7%以上10%未満:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円)> 10%以上14%未満:76,000円<96,000円>(57,000円<72,000円)> 14%以上:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円)>	
短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用する	<a href="#">キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長コース)</a>	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合	1人当たり19万円<24万円>(14万2,500円<18万円)> ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、 1時間以上5時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満:38,000円<48,000円>(28,500円<36,000円)> 2時間以上3時間未満:76,000円<96,000円>(57,000円<72,000円)> 3時間以上4時間未満:11万4,000円<14万4,000円>(85,500円<10万8,000円)> 4時間以上5時間未満:15万2,000円<19万2,000円>(11万4,000円<14万4,000円)>	
労働生産性向上に資する訓練、若年者への訓練やOJTとOff-JTを組み合わせた訓練など訓練効果が高い訓練等を行う	<a href="#">人材開発支援助成金(特定訓練コース)</a> (旧キャリア形成促進助成金)	・職業能力開発促進センター等が実施する在職者訓練(高度職業訓練)、事業分野別指針に定められた事項に関する訓練※、専門実践教育訓練、生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練等 ・採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練 ・熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練 ・海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 ・厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練 ・直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等(45歳以上)を対象としたOJT付き訓練	※( )数字は中小企業以外 Off-JT ・賃金助成1人1時間当たり:760円(380円) ・経費助成:45%(30%) OJT ・実施助成1人1時間当たり:665円(380円) ○支給限度額(中小企業の場合) 20時間以上100時間未満:15万円 100時間以上200時間未満:30万円	
人材開発支援助成金(特定訓練コース)以外の訓練等を行う	<a href="#">人材開発支援助成金(一般訓練コース)</a>	特定訓練コース以外の訓練	200時間以上:50万円	
セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇制度を導入する	<a href="#">人材開発支援助成金(キャリア形成支援制度導入コース)</a>	・定期的なセルフ・キャリアドック制度を導入し、実施した場合に助成 ・教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、実施した場合に助成	制度導入助成:47.5万円	
技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度を導入する	<a href="#">人材開発支援助成金(職業能力検定制度導入コース)</a>	・技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、実施した場合に助成 ・社内検定制度を導入し、実施した場合に助成 ・業界検定制度を作成し、構成事業主の労働者に当該検定を受検させた場合に助成(事業主団体等のみ対象)	制度導入助成:47.5万円	

8. 労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金	名称	概要	支給額	お問い合わせ先
労働時間等に関する職場意識の改善を図る	<a href="#">職場意識改善助成金(職場環境改善コース)</a>	労働時間等の設定の改善(※)により、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成 ※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇などに関する事項についての規定を、労働者の生活と健康に配慮するとともに多様な働き方に対応して、より良いものとしていくことをいう。	取組の実施に要した経費の一部を、成果目標を達成した場合に補助率に応じて支給 a 年次有給休暇の取得促進 b 所定外労働の削減 ＜対象経費＞謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ＜助成額＞a、bともに達成→補助率3/4(上限100万円) どちらか一方を達成→補助率5/8(上限83万円) どちらも未達成→補助率1/2(上限67万円) 他	福岡労働局 雇用環境・均等部企画課 092-411-4717
労働時間等に関する職場意識の改善を図る	<a href="#">職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)</a>	労働時間等の設定の改善により、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成	取組の実施に要した経費の一部を、成果目標を達成した場合に補助率に応じて支給 ＜対象経費＞謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ＜助成額＞対象経費の合計額×補助率 ・補助率3/4(上限額50万)他	
労働時間等に関する職場意識の改善を図る	<a href="#">職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)</a>	労働時間等の設定の改善により、時間外労働の上限設定に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成	取組の実施に要した経費の一部を、成果目標を達成した場合に補助率に応じて支給 ＜対象経費＞謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ＜助成額＞対象経費の合計額×補助率 ・補助率3/4(上限額50万)他	
労働時間等に関する職場意識の改善を図る	<a href="#">職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース)</a>	労働時間等の設定の改善を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成	①「新規導入」に該当するものがある場合 休憩時間:9時間以上 11時間未満:補助率3/4(上限40万円) /11時間以上:補助率3/4(上限額50万円) ②「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合 休憩時間:9時間以上 11時間未満:補助率3/4(上限20万円) /11時間以上:補助率3/4(上限額25万円)	
労働時間等に関する職場意識の改善を図る	<a href="#">職場意識改善助成金(テレワークコース)</a>	労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成	「1.支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2.成果目標」の達成状況に応じて支給 成果目標の達成状況 【達成】補助率 3/4 /1人当たりの上限額15万円/1企業当たり の上限額150万円 【未達成】補助率1/2 /1人当たりの上限額10万円/1企業当たり の上限額100万円	
最低賃金の引上げの影響が大きい業種が業界をあげて賃金底上げのための環境整備を図る	<a href="#">中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業種別中小企業団体助成金)</a>	業種別中小企業団体助成金は、対象となる業種(33業種)の事業主団体が、業界全体として傘下企業の生産性向上と労働者の賃金底上げを図るための環境整備に取り組む費用を助成		
事業所内の最も低い時間給を計画的に800円以上に引き上げる	<a href="#">中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)</a>	業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度で、生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成	申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成(千円未満端数切り捨て)。 ①30円コース:事業場内最低賃金が750円未満/引上げ額30円以上 ②40円コース:事業場内最低賃金が800円未満/引上げ額40円以上 ③60円コース:事業場内最低賃金が1,000円未満/引上げ額60円以上 ④90円コース:事業場内最低賃金が750円未満/引上げ額90円以上 ⑤120円コース:事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満/引上げ額120円以上 →助成率7/10(常時使用する労働者が企業全体で30人以下の事業場は3/4) →別途定める生産性要件を満たした場合は3/4(4/5)	
職場での受動喫煙を防止するための対策を行う	<a href="#">受動喫煙防止対策助成金</a>	労働者災害補償保険の適用事業主であって、中小企業事業主に対して受動喫煙防止のための施設設備の整備に対し助成	一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる 工費、設備費、備品費、機械装置費などに対して 助成率:1/2 限度額200 万円	福岡労働局労働基準部健康課 092-411-4798
新たに中小企業退職金共済制度に加入する・掛金を増額する	<a href="#">退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成</a>		＜新規加入助成＞ 1. 掛金月額2分の1(従業員ごと上限5,000円)を加入後4ヶ月目から1年間、国が助成 2. パートタイマー等短時間労働者の特例掛金月額(掛金月額4,000円以下)加入者については、1.に次の額を上乗せして助成します。 掛金月額2,000円の場合は300円 3,000円の場合は400円 4,000円の場合は500円 ＜月額変更助成＞ 掛金月額が18,000円以下の従業員の掛金を増額する事業主に、増額分の3分の1を増額月から1年間、国が助成	(問い合わせ先) 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 電話 03-6907-1234

## 助成金各種(個人向け)

個人で助成金等を申請する	名称	概要	支給額	お問い合わせ先
	<a href="#">介護福祉士等修学資金貸付制度</a>	介護福祉士・社会福祉士の養成施設や実務者研修施設に在学する方で、将来福岡県内において介護業務等に従事しようとする方に対し、資金の貸付を行う	○介護福祉士実務者研修受講資金:20万円以内(1回限り) ※研修終了日(または実務経験が3年に達した日)から1年以内に介護福祉士資格の登録を行い、県内で介護業務に2年間従事したときは返還免除 ○介護福祉士養成施設の学生 (1)月額 5万円以内 (2)入学準備金 20万円以内(初回送金時のみ) (3)就職準備金 20万円以内(最終送金時のみ) (4)国家試験受験対策費用 1年度あたり4万円以内 ※卒業後1年以内に介護福祉士資格の登録を行い、県内で介護業務に5年間従事したときは返還免除	社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 (総務課) TEL 092-584-3377 FAX 092-584-3369
	<a href="#">教育訓練給付金</a>	働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するとともに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者の方に対しては、基本手当が支給されない期間について、受講に伴う諸経費の負担についても支援を行う	教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額。 ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給無し。	本人の住所を管轄する ハローワーク